

山口県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 生徒指導上の課題を抱えた児童生徒及びその保護者に対する専門的な相談
- ・ 問題を抱え対応に苦慮している学校の要請に応じて、やまぐち総合教育支援センター職員等と編成したチームによる、学校に出向いての助言等の支援
- ・ 不登校の未然防止に向け、ケース会議等における学校への助言等の支援

(2) 配置計画上の工夫

- ・ やまぐち総合教育支援センターへの配置
- ・ スクールソーシャルワーカー人材バンクの設置

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・ 校長会、生徒指導主任会等における事業の周知
- ・ 教育委員会指導主事に同行した学校訪問

(4) 勤務形態

- ・ やまぐち総合教育支援センターへの配置…非常勤職員として、週4日×1日5時間の勤務
- ・ スクールソーシャルワーカー人材バンク登録者…学校からの派遣要請に応じて勤務

(5) 職務内容

- ・ 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ・ 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- ・ 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- ・ 教職員への研修活動

(6) その他

- ・ やまぐち総合教育支援センターへの配置…社会福祉士1、臨床心理士1
- ・ スクールソーシャルワーカー人材バンク…社会福祉士20、精神保健福祉士7

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- やまぐち総合教育支援センターへの配置
 - ・ 県内の各学校が、必要に応じ、電話により相談又は派遣を申請
- スクールソーシャルワーカー人材バンクの活用
 - ・ 市町教育委員会担当指導主事とスクールソーシャルワーカーを参加者とした連絡協議会を開催し、連携を強化
 - ・ 市町教育委員会が、管内の各学校におけるニーズを把握し、スクールソーシャルワーカー人材バンク登録者に派遣を要請

(2) スーパービジョン体制、研修体制について

- やまぐち総合教育支援センターへの配置
 - ・ スーパービジョンや研修については、日々実施しているケース検討の中で果たされている
- スクールソーシャルワーカー人材バンク
 - ・ やまぐち総合教育支援センター配置のスクールソーシャルワーカーが、スーパーバイズを実施
 - ・ スクールソーシャルワーカー等で構成する「スクールソーシャルワーク連絡協議会」において、県市町教育委員会指導主事も参加して研修を実施

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 1

⑦ 家庭環境の問題

改善事例の概要

父母と小学生の家庭であったが、父母間の関係が険悪となり、児童は近くに住む祖父母宅で生活することもあった。その後、母親が失踪するとともに、父親が自殺企図を繰り返すため、児童は精神的に不安定となり、欠席がちとなった。また、児童が登校した際にも、父親が連れ帰ることが頻繁にあった。

このため、学校、市教委、主任児童委員、SSWがケース会議をもち、まずは、祖父母による「生活相談」という形で家庭に介入することになった。

SSWは、祖父母への相談を受けるとともに、祖父母の紹介で父親に面会した。父親は、一度はSSWの支援を拒否したが、相談電話をかけてきたため、SSWは関係機関と調整し、生活保護等の手続きを行った。また、SSWが、父親の学校への要望や苦情等を取り次いで校長に伝え、担任とのトラブルにも仲介に入った。

支援の結果、父親も学校に協力的になり、児童も安定して登校できるようになった。

事例 2

⑦ 家庭環境の問題

改善事例の概要

母親、中学生、小学生2名の4人家族の家庭において、室内には物が散乱しており、子どもたちは欠席が続き、母親は毎日、嘘の欠席連絡をしてくる状況にあった。

このため、関係機関を含めてケース会議を実施することとなった。会議の中でSSWは「母親は就労しており、毎日連絡をしてくる」というストレングス視点で捉えることを提案した。会議では、今後の方針として、母親の休みに合わせて学校とSSWで面談することと、室内の片付けを支援することを決めた。

面談においては、母親の「生活の大変さ」や「元夫の嫌がらせ」等の訴えを受容するとともに、室内の片付けを手伝うことについて了承してもらうことができた。

次の母親の休みの日、SSWと学校関係者が手伝って片付けを実施し、室内の環境が向上しただけでなく、小・中学校についても母親の生活の背景が理解でき、母親の訴えを積極的に受容し、支援できる体制となり、当該児童生徒は次第に登校できるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 平成22年度中に、学校等へ延べ802回派遣し、212人の児童生徒の支援を実施。継続支援者の41%が問題の解消・好転となった。
- ・ 学校との連携が困難であった家庭への訪問をスクールソーシャルワーカーが行うことで、保護者との関係性が高まり、家庭状況の理解にもつながった。
- ・ スクールソーシャルワーカーのもつ人的ネットワークや社会福祉に関する知識・情報が活用されることにより、適切な支援活動が早期に可能となった。
- ・ スクールソーシャルワークに関する機能や考え方を教職員に情報提供し、校内や校外の連携体制の強化につながった。

(2) 今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーの専門性や活動内容等についての学校の十分な理解
- ・ 力量のあるスクールソーシャルワーカーの安定的な人材確保

香川県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

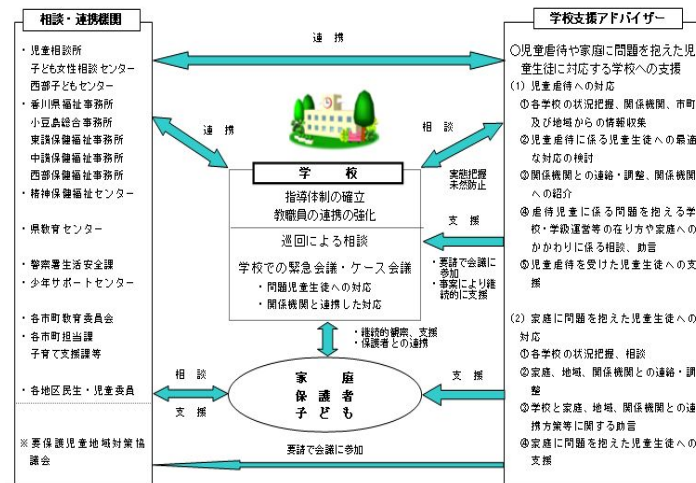
(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの問題を抱える児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、問題行動の未然防止や早期対応による問題の解消を目的とし、スクールソーシャルワーカー活用事業として以下の2つの事業を行っている。

① 学校支援アドバイザー派遣事業

学校支援アドバイザーを学校からの要請に応じて派遣し、児童生徒観察や教職員への助言、児童生徒や保護者との面談等を行う。また学校内における生徒指導体制の構築やサポートチームの編成、関係機関等とのネットワークの構築を支援する。

学校支援アドバイザーの活用について



※（以下の①は学校支援アドバイザー配置事業、②はスクールソーシャルワーカー派遣事業について記述する。）

② スクールソーシャルワーカー派遣事業

学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、教職員等の研修や事例検討会、保護者への講話・講演、児童生徒へのグループワーク等を行う。

スクールソーシャルワーカーの活用例

※ このパンフレットは、香川県スクールソーシャルワーカー派遣事業における、小・中学校での活用例を示したものです。これ以外にも様々な活用が考えられます。

(2) 配置計画上の工夫

- ① 個別の事案に対応するため、教育事務所に配置することで、管内の小・中学校間の連携や地域の関係機関との連携が図りやすくなるようにした。
- ② 教職員や保護者への講話、児童生徒へのグループワークを中心に派遣した。
- (3) **スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策**
 - ① 継続して見守るべき児童生徒のいる学校においては毎週、隔週など定期的・継続的な指導を行った。また、不登校児童生徒の状況など、情報共有をすることで児童虐待などの発見に努めた。
 - ② 学級の集団づくりのため、児童生徒を対象としたグループワークも積極的に取り入れた。
- (4) **勤務形態**
 - ① 1回6時間、年間200日
 - ② 年間合計70回程度
- (5) **職務内容**
 - ① 教職員や関係機関と連携して家庭訪問を行うなど、児童生徒や保護者に対する直接的な支援
 - ・児童生徒の抱える問題の内容に応じた関係機関との連携及びケース会議の開催の主導
 - ・兄弟姉妹も同様な問題を抱えている場合など、小・中学校間の連携の促進
 - ② 問題を抱える児童生徒への対応に苦慮している学校の教職員に対して、授業観察等の結果をもとに児童生徒への支援方法等を指導・助言
 - ・児童生徒への指導の共通理解や支援体制づくりについて、教員研修での指導・助言
 - ・児童生徒への関わり方等について、PTA研修会や保護者会での講話

(6) その他

- ① 長年、児童福祉に携わった経験豊富な専門家 2名
- ② 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格をもつ大学教授など 3名

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町教育委員会、学校との連携について（学校のニーズの把握方法）

- ①学校のニーズを直接伝えるために、教育事務所に電話で派遣についての相談ができるようにした。
- ②学校からの申請書・報告書を通して、市町教育委員会、教育事務所、義務教育課が状況を把握している。

(2) スーパービジョン体制、研修体制について

- ・市町雇用スクールソーシャルワーカーを含めた相互の情報交換及び資質向上のための連絡協議会の開催
- ・教育事務所への電話や来所、また市町教育委員会からの申請によるスーパーバイザーの派遣等のスーパービジョン

3 スクールソーシャルワーカーの活用による主な改善事例

○事例1 学校支援アドバイザーの活用事例 ⑥非行・不良行為

改善事例の概要

〈対応〉5月初め頃から暴力や触法行為の見られる数名の生徒への対応（毎月の定期的な派遣）

- ・学校とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、児童相談所担当とのケース会議による現状把握、対応の方向性や役割分担の検討
- ・関係機関との連携の支援（警察との定期連絡、医療機関での病状確認、児童相談所からの家庭訪問）
- ・生徒指導委員会への定期的な参加と指導助言
- ・授業中の生徒の様子観察や学級担任との情報交換、問題点の確認、対応方法の検討
- ・問題解決に向けた共通理解のための教員研修と、サポートチーム等の立ち上げの支援

〈結果〉

- ・スクールソーシャルワーカーが計画的に継続して関わることで、教職員が問題解決に向けての見通しをもつことができるとともに、関係機関との連携が促進されたことで現状の改善につながった。

○事例2 派遣型SSWの活用事例 ⑥非行・不良行為

改善事例の概要

〈対応〉授業妨害と、全体的に落ち着きがなく指示が通りにくい学級への対応（計3回の派遣）

- ・1回目の派遣：生徒指導の取組についての状況把握、校内視察・生徒観察、学校の指導体制の構築にむけてのアドバイス。ケース会議において、生徒への関わり方の視点や担任以外の教師の役割についての具体的な方策の助言。
- ・2回目の派遣：全職員を対象にコミュニケーション力向上のためのワークショップ（WOWWプログラム）を実施。生徒のよさを見る視点、同調（傾聴）やほめ方などをグループワークで体感。
- ・3回目の派遣：該当生徒の学級の参観。教師の注意の仕方の在り方や、生徒の「できているところ探し」を実施。個別事例にかかわる一方で、学級全体の集団としての機能の活性化を図ることの大切さを指導。

〈結果〉

- ・これまでとは異なる視点を取り入れた支援を行うことで、学級経営や日ごろの授業に行き詰まりを感じていた教員が、主体的に問題解決に当たることができるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ①学校支援アドバイザー：のべ相談件数は443回（派遣、電話相談、面談）である。事案内容の内訳は、児童虐待のおそれのある事案101件、問題行動事案217件、家庭の問題にかかわる事案31件、不登校事案42件、その他52件である。対応については、事例検討会への参加72件、指導・助言203件、児童生徒との面談107件、関係機関との協議・連絡54件、その他の対応51件となっている。
- ②派遣型スクールソーシャルワーカー：派遣回数のはべ53回。派遣したのべ学校数は、小学校33校、中学校18校、その他2団体である。派遣内容については、教職員への研修19回、保護者への講話5回、児童・保護者への講話3回、児童生徒へのグループワーク3回、事例検討における指導助言23回となっている。
- ・平成22年度から学校支援アドバイザーを教育事務所に配置するようになり、関係機関との円滑な連携が可能となった。また小中学校が連携して、継続して定期的な支援ができるようになった。
- ・スクールソーシャルワーカーの助言により、問題を抱える児童生徒への支援に、教職員が協力して取り組む指導体制づくりが促進されるようになった。

(2) 今後の課題

- ・市町雇用のスクールソーシャルワーカーの増加に伴う人材育成のための研修の充実
- ・スクールソーシャルワーカーの効果的な活用方法の提示による活用促進
- ・スクールソーシャルワーカー相互の連携、またスクールカウンセラーとの連携の推進

愛媛県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

「不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援」「いじめ、暴力行為、非行等の未然防止」「児童虐待への対応」等

(2) 配置計画上の工夫

県内全域において、地域や学校の実態にあった活用をねらいとし、全20市町のうち14市町に20名を配置した。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

配置方式については、実施市町教育委員会が活用のねらいや地域の実態に応じて定めた。20名の配置の内訳は、単独校型2名、拠点校型13名、派遣型2名、巡回型3名であり、うち派遣型の2名は適応指導教室に配置された。

(4) 勤務形態 1日4時間、週3日、年間35週

(5) 職務内容

- (ア) 問題を抱える児童生徒がおかれた環境（家庭）への働きかけ
- (イ) 福祉等の関係機関、団体とのネットワークの構築、連携、調整
- (ウ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (エ) 児童生徒、保護者、教職員等に対する相談、支援、情報提供
- (オ) 教職員等への研修活動

(6) その他

資格及び人選については、教育や福祉の分野において活動経験のある者（社会福祉士、退職教員、元児童福祉施設関係者等）から市町教育委員会が人選するものとした。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

市町に事業を委託し、地域の実態に応じた有効な活用を目指した。また、ケースによっては、県事業である「心のレスキュー隊派遣事業」（緊急支援時に臨床心理士をチームで派遣）や「学校トラブルサポートチーム派遣事業」（解決困難なトラブルに対して弁護士、医師、警察関係者等をチームで派遣）による支援も視野に入れていた。

(2) スーパービジョン体制、研修体制について

年2回、連絡協議会を開催し、スクールソーシャルワーカーの資質向上や事業推進に努めた。連絡協議会では、関係諸機関から講師を招き、講義やワークショップを行うとともに、県社会福祉士会と県内全児童相談所の関係者を助言者に招き、研究協議、情報交換等を行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

(1) 問題の種別 ①不登校、④児童虐待、⑦家庭環境の問題)

不登校の家庭環境の問題への取組

(2) 改善事例の概要

祖母に引き取られ転入してきたAは、不登校で茶髪にピアスである。小6時、Aの養育で悩んでいるとの相談が祖母からあった。

〈9月上旬〉

Aは保健室登校をしており、学校に対しても暴言を吐くなどうまくいっていない。Aの生活はより心配になってきたということであった。祖母からの相談を受け、SSWとして家庭状況の情報を収集に努めた。

【Aについて】

学校では荒れた状態だったが、徐々に学校にも馴染み、前向きな生活態度が見えてきた。しかし、心を開いていた養護教諭の転勤もあり、現在は自分勝手な行動が目立つとともに、クラスに入っても周囲となじめず、暴言を吐いて孤立している。

【家庭環境】

- ア 実母 … 夫と別居しており、養育能力に課題がある。
- イ 祖母 … 仕事の関係でAの登校時の世話はできにくい。実母にもっとAの世話をしてもらいたいと思っている。

【活動内容等】

〈9月中旬〉小学校でケース会議を行い、Aについての支援計画が話し合われた。

- ア 参加者・・・校長、教頭、担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談員、市福祉課職員、家庭児童相談員、SSW
- イ それぞれの支援計画

【担任、養護教諭、教育相談員】

Aには学校内外で頼れる人の存在を増やすことや心を開ける場の設定に努める。指導しなければならないことは多くあるが、最低ラインを「登校」とし、できるだけ遅刻、欠席を増やさないようにする。Aは保健室にいることが多いので、養護教諭がキーパーソンになる。

【SSW、家庭児童相談員】

家庭訪問と学校訪問を継続し、学校と家庭の連絡がスムーズになるように調整する。また、母、祖母の困り事の話相手になる。Aを責めず、Aの成長を信じ、焦らないで見守る。

以上の役割分担で支援を開始した。また、祖母からの希望でSSWから中学校のスクールカウンセラー（SC）を紹介し、Aの相談を始めた。

〈10～3月〉

これらの経過を受け、小・中学校間での連携の必要性を感じ、小中連携のケース会議を3月に行い、中学校からは生徒指導主事、養護教諭、SCが参加した。

〈4月～5月〉

中学に入学してきたAは入学式に参加した。入学当初、教室にも入り頑張っていたが、4月後半から登校がしんどくなってきた。SSWはAの事情を担当、生徒指導、学年主任、養護教諭にも伝え、本人はしんどい思いを抱え、学校に来ていることを十分理解してもらえるよう努めた。Aは運動部に入っており、自分が欠席すれば仲間にも大変迷惑がかかることを気にしていた。反面、自分が周りにどう思われているか、違う小学校から来た生徒に不良と言われたこと等を気にし、なかなか教室に入りにくくなっていた。

小学生の時より関わっていたSSWは家庭訪問を重ね、Aの話し相手になりながら、部活動への参加を総体までの目標とし支援した。部活動に参加するための放課後登校ではあったが、登校した際の職員室の先生方の声かけ、担任の先生の関わりは温かい雰囲気、特に、厳しくもしっかりと指導した部活動顧問の先生や部活の仲間との信頼関係ができていった。Aは部活動だけでも登校できるようになった。

幼い時より家庭環境が複雑であったため周囲から孤立し、人と信頼関係をうまくつくれず、周りを拒絶することで自分が傷つかないように守ってきたように思えるAが、中学入学を機に、「やり直したい」という思いでがんばっている。

授業態度等、Aはまだ課題も多く、先生方が指導しなければならないことばかりではあるが、Aが学校に行きたいと思っていること、Aにとって学校が好きな場所だということを大切にしていきたい。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度の活動記録によると20名のスクールソーシャルワーカーが、不登校、家庭関係の問題等に対し、継続支援した総件数は482件（一人あたり約24件）であり、そのうち「問題が解決した」が102件（21%）、「支援中であるが好転した」が138件（29%）である。また、配置した地域や学校では、相談活動や環境改善により児童生徒の心の安定や家庭の教育力の向上が図られたケースや関係諸機関と連携しチームで対応した事により成果をあげたケースも多い。

(2) 今後の課題

学校・家庭・地域・関係諸機関との行動連携の充実が急務であるが、保護者の考え方や価値観の多様化等により連携を図りにくいケースが増加している。また、育児放棄等の家庭が増加しており、迅速な情報収集とケース会議の充実が必要である。

高知県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や問題行動の背景にある児童生徒の心の問題をはじめ、家庭、友人関係、地域、学校等における児童生徒の置かれているさまざまな環境に対して、社会福祉等の専門的な知識と技術を用いてはたらきかけ、問題を抱える児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

市町村教育委員会からのスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と表記する）配置希望調査の提出を受け、事業を委託している。市町村教育委員会は地域の实情に応じて、教育委員会、学校、その他の教育機関等にSSWを配置している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

人材の育成・確保、効果的な活用のため、高知県立大学社会福祉学部の4名の教員にスーパーバイザーを委嘱し、各SSWへの具体的な指導・助言をするとともに、県教育委員会担当者や市町村教育委員会担当者も指導・助言を受けている。

（4）勤務形態

週3日、1日6時間程度を原則とする。

（5）職務内容

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワーク構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム支援体制の構築、具体的な支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動等

（6）その他

配置人数 32名(雇用人数 30名)

主な資格 社会福祉士 精神保健福祉士 教員免許取得者 臨床心理士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

年2回の連絡協議会と地区別ブロック会には、県教育委員会担当者、市町村教育委員会担当者、SSWが出席して、情報交換・研修・協議を行い連携を深めている。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

・スーパービジョン体制

県立大の教員4名にスーパーバイザーを委嘱している。各市町村教育委員会にスーパービジョンの時間を配分するとともに、緊急臨時対応の時間を確保することによってスーパーバイザーを各市町村教育委員会に派遣し、配置のSSWや市町村教育委員会担当を柔軟に支援する体制をとっている。

・研修体制

連絡協議会を年2回、地区別ブロック研修会を各地区年2回開催し、情報交換・研修・協議を行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要

—中学校2年生2学期から昨年度卒業までの関わり—

本生徒は一昨年度2学期よりSSWが籍を置いている教育支援センターに通所するようになった。支援センターには、休まずに通所でき、SSWも日々関わりを持つことができていた。スクールカウンセラーとも連携をとったり学校での支援会に参加したりし、本生徒の特性を理解しながら支援にあたってきた。

昨年度(3年生時)に入ってから、学校の別室への部分登校ができるよう支援を行った。別室前の廊下で20分程度過ごすことから始まって、徐々に廊下から別室へ、1時間から2時間へと学校で過ごすことができる時間が増えた。

夏休み中も支援センターに通所することでリズムを保ち、2学期からは、朝SSWが学校の別室で待ち受けるなど安心して登校できる支援を行い、朝から登校できるようになった。その後も、学校や家庭と連携しながら見守り、揺れ動く心により添いながら支援してきた結果、本生徒は私服での登校から制服へ、クラスの行事等への参加などもできるようになり、希望高校に進学することができた。

事例2 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

・家庭状況

本児は幼少時に両親が離婚し、父親と暮らしていた。その後、父親の再婚に伴い、祖母に引き取られた。一時期、母親のもとで生活していたが、中2の3学期に祖母と生活するために帰ってきた。

・支援経過

本児は自分の性を受け入れることができず悩んでいた。そのため、本児への対応について、教職員、教育委員会、教育研究所、医療関係者(カウンセラー)、SSWで専門家チームを立ち上げ、支援の方向を決めていった。

SSWが家庭支援に入ることで祖母の不安感を取り除くとともに、本児の進路に向けて話し合いを重ねていった。自分の過去を消し去りたいとの思いから、自分の性を受け入れることができず悩んでいる本児に対し、自分と向き合うことの大切さを何度も話し合うことで、将来への希望を持てるようになった。卒業を迎える頃には、現在の自分ができる取り組みを教職員に話すまでに成長した。本児は現在、高校に進学し元気に通学している。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

「スクールソーシャルワーカー活用事業」における活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」と「支援中であるが好転」の年度別状況(継続総件数に対する割合)

| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 問題が解決 | 5.9% | 6.8% | 9.8% |
| 支援中であるが好転 | 15.9% | 18.7% | 20.0% |

大きな成果ではないが、本県の事業が着実に前進していると考えられる。

(2) 今後の課題

- ・SSWのスキルアップ・資質向上に有効な研修や事例検討会の実施。
- ・SSWの雇用条件の整備。
- ・SSWについての認知を広げるとともに、学校と市町村教育委員会担当者のSSWの主体的活用に対する啓発。

福岡県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

関係機関等とのネットワークを活用して児童生徒が置かれている環境の改善を図る等、社会福祉的な観点から課題解決を図るスクールソーシャルワーカーを活用して、学校の教育相談体制を充実させ、不登校やいじめ等生徒指導上の諸問題の解決に資する。

(2) 配置計画上の工夫

① 配置時間の弾力的運用の拡大

1 市町村教育委員会に対して、1 中学校を拠点校、他の全ての中学校を対象校として配置する（県内6市町に配置、34中学校で活用）。当該教育委員会は、配置時間を学校の実態に応じて振り分け、弾力的に運用する。

② スーパーバイザーの配置

6 教育事務所を2つのブロックに分け、それぞれのブロック単位で、スクールソーシャルワーカーへの指導助言を行う等スクールソーシャルワーカーを統括する役割を果たす者を配置する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

① 市町村教育委員会の主体的な活動促進

スクールソーシャルワーカーの活用について、市町村教育委員会の担当窓口を明確化し、教育委員会の主体的な活用やSSWとの協働を促進する。

② スクールソーシャルワーカーの資質向上

スーパーバイザーを活用し、月に1回、各ブロックにおいて連絡会議を実施する。本会議では事例検討会を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。

(4) 勤務形態

① スクールソーシャルワーカー：年35週、週当たり16時間の勤務

② スーパーバイザー：年35週、週当たり4時間の勤務

(5) 職務内容

校長の指導・監督の下、以下のような職務を行う。

① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

② 関係機関等とのネットワークの構築及び連携・調整

③ 学校内におけるチーム体制の構築及びチームへの支援

④ 保護者に対する支援・相談・情報提供

⑤ 児童生徒へのカウンセリング

⑥ 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報の収集・提供

⑦ 教職員等への研修活動

(6) その他

○ スクールソーシャルワーカーの配置人数は、8人（SSW6人、SSW・SV2人）

○ スクールソーシャルワーカーの有する資格は、社会福祉士8人、精神保健福祉士6人

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

スクールソーシャルワーカー運営協議会の開催にあたって、すべての市町村教育委員会に案内を发出し、協議会への参加を奨励している。協議会では、本事業の成果等について周知している。

(2) スーパービジョン体制、研修体制について

配置市町村が主体となって月に1回の連絡協議会を実施し、その中での事例検討会を通してスーパーバイザーによる指導・助言を行った。また、スーパーバイザーの活用については、教育事務所担当指導主事がコーディネートして連絡・調整し、研修会等での活用や配置外の市町村での活用等を促進している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校 小学校時から長期化した不登校気味の生徒への支援事例

改善事例の概要

- ① 関係機関との連携：家庭に関与している保護課のケースワーカー、福祉事務所の担当相談員から情報を得るとともに、今後の協働について打ち合わせを行った。
- ② 保護者との信頼関係の構築：福祉事務所担当者との家庭訪問の実施、保護者との面談、部屋の清掃やゴミ出し・子どもの登校送迎等への協力を行った。
- ③ 保護者が自力で行動を起こすことが困難な場面への支援：当該生徒の兄弟の学童保育入所申し込み、当該生徒が通学に必要な自転車の購入等の支援を行った。
- ④ 当該生徒への支援：継続的な面談により、孤立感や保護者への怒りの軽減を図った。
上記支援により、当該生徒及び兄弟の欠席や登校しぶりが減少した。

事例2 ⑦家庭環境の問題 保護者の養育態度が悪く、虐待の疑いがある家庭への支援事例

改善事例の概要

- ① 学校との情報共有：校内でのケース会議を実施し情報を整理し、児童相談所への通告を行った。
- ② 市町村教育委員会との連携：要保護児童対策地域協議会への参加と保護課の担当者との打ち合わせを行った。
- ③ 児童相談所との連携：夏季休業を迎えるに当たり、家庭児童相談員の定期的な訪問を依頼するとともに、児童相談所への一時保護も視野に入れながら、見守りの強化を行った。
- ④ 当該保護者の親戚への働きかけ：当該保護者が、精神疾患による問題行動出現により入院したため、当該生徒の保護を親戚に依頼した。親戚に児童相談所への相談を勧め、それにより当該生徒の一時保護が実施できた。当該生徒は、その後親戚の家で生活するようになった。
上記支援により、当該生徒の生活が安定し、毎日登校するようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 配置拠点校における不登校生徒数の減少（平成21年度126名⇒平成22年度106名）
- 配置校における不登校児童生徒の変容（不登校事例のうち、「問題が解決」13%、「好転」37%）
- 配置校における教育相談体制の活性化（教職員とのケース会議173回、のべ参加職員数535人）
- 小中連携及び関係機関等との連携強化（小学校支援対象児童41人、連携した関係機関等の件数413件）

(2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカー活用についての教職員の理解深化及び役割分担の明確化、小中連携による早期発見・早期対応への活用促進が必要である。
- 保護者・地域への周知、教育委員会による支援体制の整備等の充実を図り、スクールソーシャルワーカーの効果的な活動促進と、地域の支援の取り込みが必要である。

佐賀県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育支援体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

県内13市町（20市町中）に配置し、配置されていない市町についても、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣するなど、県内全域で支援が受けられる体制を整備した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

地域や学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために、市町教育委員会単位で情報交換や関係機関との連絡調整等を実施した。

（4）勤務形態

- ・ 勤務日数 月16日
- ・ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動 等

（6）その他

- ・ 県内13市町に14名を配置。
- ・ 主な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、産業カウンセラー、民生委員
- ・ 各市町から報告された生徒指導上の課題をもとに、課題の大きい市町に配置人数を増やすなど、重点配置を行った。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町教育委員会、学校との連携について

市町からの情報提供をもとに、配置人数を決定したり、実情に合った人材を配置したりして、地域や学校の実情に応じた活用ができるようサポート及び連携を図っている。

また、スクールソーシャルワーカーの活用について、市町から質問があった場合、県内外の実践等を紹介するなど情報提供を行っている。

（2）研修体制について

本事業の円滑な実施のため、市町単位や教育事務所単位で行う教育相談担当者会等の中で、スクールソーシャルワーカーの活用事例を紹介し、小・中学校における不登校及び問題行動への対応や、児童生徒の抱える課題解決への対応の在り方等について情報交換を行い、より効果的な活用のあり方について協議を行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ⑦家庭環境の問題

○ 学校・教育委員会・スクールカウンセラー・市町福祉課・福祉事務所と連携した事例

スクールソーシャルワーカーは当該児童の親と面談を行い、家族が生活困窮の状態にあることが分かった。市町の福祉部局に相談に行くことを勧め、また、福祉事務所との面接を手配し、その結果、生活保護の支給を受けることができた。学費のほか、多くの滞納と母親の金銭管理に問題があったので、支払い支援を市町の福祉部局に協力を依頼した。当該児童については、学校内でスクールカウンセラー・養護教諭等に、メンタル面の支援を依頼した。

事例2 ④児童虐待 ⑥非行・不良行為

○ 児童相談所、警察、民生委員、児童民生委員、保健師、学校関係者と連携した事例

スクールソーシャルワーカーは、小学校で当該児童の盗癖についての情報交換を行い、当該児童への対応について共通理解を図り、2学期の当該児童へのかかわりの目標を設定した。その後、兄と当該児童が一緒になっての窃盗が発覚した。小・中学校連携のケース会議を行い、盗癖について兄と当該児童の見守り態勢を確認した。会議の中で、当該児童が家庭内で虐待を受けていることが発覚し、緊急に児童相談所へ一時預かりとなった。

児童相談所での一時預かりということで児童相談所、警察、民生委員、児童民生委員、保健師、学校関係者などの関係機関連携のネットワーク会議を開催した。現在、地域（民生委員、児童民生委員、学校）と関係機関（児童相談所、保健師、保健福祉事務所）で家庭訪問を継続し、家庭支援をしている。

月ごとに関係機関連携のケース会議を行い、問題点、改善点についての共通理解を図り、家庭への支援、見守りを行うことを確認した。

事例3 ⑨心身の健康・保健に関する問題

○ スクールソーシャルワーカーが、医療機関と学校、保護者をつなぐ橋渡し役として機能した事例

精神科に通院する当該生徒の精神症状が極端に悪くなり、保護者も困惑し、また、学校でも対応について迷っていた。通院する精神科主治医からの話を学校へつなぐ橋渡しの役割を保護者自身が行っていたため、保護者の精神的な負担が大きくなり、保護者自身も精神的に不安定な状態となった。

スクールソーシャルワーカーを、保護者・学校・医療機関の中心に位置付けたことで、保護者自身が抱える悩みの相談をすることができ、保護者の精神的な負担が軽減された。

また、スクールソーシャルワーカーが仲介することで、それぞれの情報の共有がなされた。医療機関につながるコーディネーターの役割をスクールソーシャルワーカーが行うことで、医療機関の服薬や心理療法などの的確な判断材料を提供することもできた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

佐賀県における不登校に関する支援件数は190件で、そのうち84件（44%）が解決または好転している。また、家庭環境の問題に関する支援件数は143件で、そのうち61件（43%）が解決または好転している。このことから、スクールソーシャルワーカーによる支援は、学校での解決が困難であると言われる不登校や家庭環境の問題に対しても、好転の割合が高く、たいへん有効であると言える。

(2) 今後の課題

スクールソーシャルワーカーの役割は大変重要であり、学校のニーズにも応えている場面が多く見られるが、その反面、スクールソーシャルワーカーに知識や経験が不足していたため、十分な支援ができないこともあり、人材の確保及び資質向上が望まれる。

また、平成22年度までは非常勤嘱託での採用としていたが、勤務時間が8時30分から17時15分と決められており、夜間や休日など必要な時間帯に柔軟に勤務できず、学校のニーズに応えきれないところもあり、柔軟な対応ができるよう、平成23年度から勤務形態を時間給の非常勤と見直した。

長崎県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

不登校対策プラン等各市町が独自に策定する生徒指導対策の中に、スクールソーシャルワーカーを意図的、計画的に位置付け、積極的な活用を図ろうとしている市町へ配置する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

各小中学校の実情を把握している市教育委員会に配置している。S S Wと市相談担当で学校を訪問するなど連携を図っている。また、各市の関係機関において情報共有と役割分担を明確にしている。さらに、S S W活用事業の目的やその役割を周知することで、学校等の理解が進み、積極的な活用につながっている。

（4）勤務形態

原則として1日6時間で、週3日の年間35週を基本とする。（年間630時間）

※ 勤務の形態は、学校等の実情に応じて、県教育委員会と関係市町教育委員会が協議のうえ時間や日数等を調整する。

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調査
- ③ 学校内における組織体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動等

（6）その他

配置人数 6名（社会福祉士3 元教職員2 元児童相談所職員1）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

県教育委員会は、職務内容を適切に遂行できる者を「スクールソーシャルワーカー」として選考、任用し各市教育委員会に配置する。

（2）研修体制について

11月に「スクールソーシャルワーカー連絡協議会」を開催した。

各市の優れた取組を共有するとともに、講師による指導・助言の場を設定し、事業の充実と円滑な実施に努めている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

[事例1] ①不登校

改善事例の概要

中学1年生男児。小学生高学年時より不登校となり、昼夜逆転傾向にある。母が精神疾患のため、家事ができない。小学校では、毎日教員が迎えに行き、本人の体調がよい時のみ登校をしていた。本人に幻覚、幻聴等症状が時々見られた。父親も家事を手伝うなど負担が大きい。

支援依頼を受けたSSWは、学校訪問や家庭訪問を行い、本生徒の状況を把握。市の福祉機関に要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議（ケース会議）開催の依頼を行い、主に学校との連絡調整を行う。

ケース会議で本生徒及び家庭支援の役割分担を決定。ケース会議は6回開催。

SSWはスクールカウンセラーとの協働、心療内科へのつなぎ、さらに市の福祉機関、保健機関、ヘルパー事業所、適応指導教室など関係機関と連携して支援を行っている。ケース会議を重ねることで、学校と各関係機関が協力し共通した支援目標をもって支援を行っている。また、SSWが本人を心療内科につないだことで、医師の診断が明確になり所見をもとに支援を行えるようになった。保護者への対応について、市の福祉機関を通じて、母の主治医やヘルパー事業所からの助言をもとに支援計画を随時見直していけるようになった。

SSWは、本人の学校での様子について、学校長を始め、担任やスクールカウンセラー等専門的意見を取り入れながら、学校の対応について随時把握している。適応指導教室の通級について、本人が希望すればいつでも利用可能な体制が整っている。なお、民生委員はこの家庭に面識がないが、いつでも地域で見守る支援ができるように心がけてもらっている。

[事例2] ①不登校 ④児童虐待 ⑦家庭環境の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

本児は、他者とコミュニケーションをとるのが苦手であり、不登校傾向であった。また、母親からの虐待疑いや、学校等に対する母の粗暴な言動など家庭環境の問題もあった。学校がスクールソーシャルワーカーに支援を依頼。スクールカウンセラーとの協働で、家庭訪問や学校に登校した際の面談等で支援を行った。

やがて、本児を除き他の家族は転居。本児は一人で生活することになる。スクールカウンセラーや学校、関係機関が母親に事情を確認しても、「本人の意志でそうなっている」「食事は届けているので問題ない」として、状況の改善は期待できなかった。その後は、母親からは面会を断られ続ける。この状況に至り、市教委及びSSWは関係機関との連携が必要と判断し、SSWと学校とが協力しながら家庭訪問を続ける一方市の福祉機関や県子ども・女性・障害者支援センターに支援の在り方について相談を開始した。このような支援を継続してきたが、やがて、食事が届けられなくなり、電気・ガス・水道が止められる状況となり、本児の身体虚弱が心配になってきた。母親は関係機関等の介入で冷静に事態を受け止めるようになった。本児は、保護者同意の下、県子ども・女性・障害者支援センターへ一時保護される。その後本児は、児童養護施設入所となり、学校を転校することにはなったが、教育を受けられる環境のなかで生活することができた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成20～22年度の不登校児童生徒数の変化
配置市1022人→890人（12.9%減少） 未配置市町448人→429人（4.2%減少）
- 配置した6市のうち2市は、本事業の有効性を実感し、市の独自予算により配置人数を拡充している。

(2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施市町及び配置人数の拡充。
- スーパーバイザーの設置によるスーパービジョン体制の構築。
- 「スクールソーシャルワーカー連絡協議会」の内容及び開催時期等の検討。

熊本県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、学校、家庭、関係機関等との連携を機動的に図り、その連携の中で課題を共有化し、各関係者が協働しながら、子どもを取り巻く環境等を改善するとともに、本人の課題に対処する力を高めていくシステムづくりを行う、SSWを配置する。

SSWは、関係機関等による連携ネットワークを構築し、事例対策検討会（ケース会議）等を通して、短期的・中期的・長期的な具体的な対応策（以下「総合対策」という。）を立て、それに基づいて課題解決を図っていくための活動を行う。

(2) 配置計画上の工夫

平成22年度は、県内10教育事務所及び熊本市教育委員会に配置し、県内すべての児童生徒及びその家庭を支援対象としている。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

より効果的な支援活動となるよう、事案毎にスクールソーシャルワーカーと各教育事務所配置のいじめ不登校アドバイザー等の連携とそれぞれの役割分担の明確化を図る。

(4) 勤務形態

1教育事務所等当たり、原則として1日6時間、週3～5日勤務とする。

(5) 職務内容

SSWは、所属長の監督のもと、主として次の内容などの調査研究を行う。

- ① いじめや不登校等の問題を抱える児童生徒に関する状況把握
- ② 学校、家庭、関係機関等による連携ネットワークの構築及び連携のための連絡調整
- ③ いじめや不登校等の諸問題についての事例対策検討会（ケース会議）の開催
- ④ 各関係機関等の連携による「総合対策」の構築 など

(6) その他

SSWの任用条件として、①精神保健福祉士又は社会福祉士の資格、②ソーシャルワーカーとして3年以上の職務経験を挙げている。任用については、公募とし、県精神保健福祉士協会及び県社会福祉士会に周知等の協力を依頼している。平成22年度の任用者数は15人（精神保健福祉士5人、社会福祉士4人、両資格6人）である。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

市町村教育委員会で行われる地域連絡協議会や学校でのケース会議等に参加し、それぞれが課題と捉えている内容の把握と、支援についての助言を行っている。

(2) スーパービジョン体制、研修体制について

県の連絡協議会を実施し、本事業の趣旨の徹底と、事業の円滑な推進を図っている。また、スーパービジョン体制については、事例が複雑化してきていることから必要性を感じており、平成23年度は推進を図っていきたい。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

生徒（ひとり親家庭）の母親が突然の長期入院の事態になったため、身内のない生徒は不登校状態になりかけていた。学校からSSWへ支援要請があり、町の福祉部局と連携して生活保護の手続きや里親制度の活用などにより、生活が安定し学校へ元気に登校できるまで回復した。

事例2 ①不登校 ⑧教職員との関係の問題

改善事例の概要

不登校が原因で保護者と学校関係者の関係が悪化したため、生徒、保護者及び教員との面談を繰り返し、関係の構築を図った。また、主治医と学校関係者との話し合いの場を設定したことで、本人への関わり方が変わり、登校できるようになった。

4 成果と今後の課題

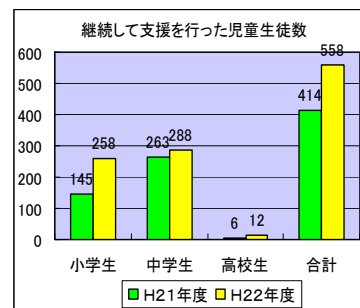
(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

ア SSWの役割や職務内容等について、市町村教育長会、校長会等への啓発が進み、平成22年度は平成21年度より継続して支援した児童生徒数が144人増加するなど、SSWへの支援要請が増えており、ニーズが高まっている。

イ 教師では対応が難しかった家庭の課題等について、SSWが、その専門性を発揮し、関係機関等と協力しながら、経済面、医療面、心理面等から的確に助言し、多方面からの支援を同時に行うことにより、家庭環境等が改善され、それに伴い、子どもの不登校状況も改善されつつある。

ウ 本県の場合、単県事業として、各教育事務所に、日常的な個別相談を行う「いじめ・不登校アドバイザー」を配置している。SSWといじめ・不登校アドバイザーが連携し、情報の共有化を図ることができた。また、平成22年度は1教育事務所に試行的にスクールカウンセラーを配置した。教育事務所長のリーダーシップのもと、三者の連携及び役割分担ができ、保護者や児童生徒に対して、的確なアドバイスや支援を行うことができるようになった。

エ SSWの導入により、教育委員会と福祉部局との連携が図られるようになり、いじめや不登校をはじめ、生徒指導上の諸問題に対応できるような市町村レベルでのネットワークの構築が進んだ。



(2) 今後の課題

ア SSWが取り組んでいる事例以外にも、各学校には様々な問題を抱えた児童生徒がおり、SSWへのニーズは高い。しかし、学校側がSSWに対応を任せっきりにするのではなく、軽微な事案については学校で対応できるよう、校内研修等において、SSWが行う福祉的手法等について啓発を図る必要がある。

イ 定例報告の状況等から、教育事務所等では支援が必要ではないかと判断したケースでも、学校や家庭から支援の要請がない限り介入できない。そのため、学校との連携を密にしながらSSWの役割等についても更に周知する必要がある。

エ 県単独でのSSWの配置には、活動時間等には限界があり、市町村の実態に応じて、不足部分を補うため、独自にSSWを雇用する市町村も出てきた。SSWに対するニーズの高さなどから市町村でのSSW導入についても啓発を更に図っていききたい。

オ 事象の複雑化に伴い、スーパービジョンの実施などスーパーバイザー体制の活用を図っていききたい。

大分県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決を目指して、教職員、児童生徒及びその保護者を対象に指導助言を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等へ働きかけを行うために、教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置する。

（2）配置計画上の工夫

- ①いじめ不登校相談員事業終了に伴い、地域連携が必要な2つの教育事務所に1人ずつ配置している。
- ②管内のすべての小中学校に巡回訪問を実施しており、特にスクールカウンセラーの配置されていない小学校等との連携を重視した連絡体制など工夫が図られている。
- ③児童生徒への支援を行うための相談室を教育事務所内に設置している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ①スクールソーシャルワーカーの業務と活用について説明会を設けている。
- ②市町村教育委員会と連絡を取りながら、いじめ・不登校に悩む学校の状況を把握し、当該校への支援活動を行うようにしている。
- ③保護者あてのポスターを作成、配布し、窓口を身近なものにしようと努めている。

（4）勤務形態

月に18日。1日7時間。

（5）職務内容

- ・いじめや不登校などの指導及び援助に関すること
- ・学校における生徒指導の組織及び運営の諸問題に関すること
- ・子どものしつけ及び日常生活上の諸問題に関すること
- ・学校経営・学級経営や生徒指導・教科指導に関すること
- ・その他、児童生徒の健全育成及び非行対策に関すること

（6）その他

- ・資格：教育と福祉の両面に関して、専門的な知識を有する者で過去に活動実績のある者。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法など）

- ①市町村教育委員会担当者とSSWの定期的な連絡会議を実施している。
- ②管内小中学校を定期的に訪問し、SSWの活用についての説明や学校・地域の課題を把握し、具体的な支援策を作成できるように努めている。
- ③希望に応じて、保護者、教職員の相談に対応している。

（2）研修体制

- ①年に2回、管内で「教育相談連絡会」を開催している。SSW、SC、当該校の教職員、市町村教育委員会設置の教育支援センター相談員、生徒指導担当指導主事等が参加するこの会は、単なる連絡会ではなく、当該校の状況に対する具体的な方策を専門的な見地から検討し、支援活動につなげていくことを目的としている。
- ②学校の要請に応じて、保護者向けの講座を開講し、児童生徒への基本的な関わり方を学習している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要

6年生A子は、本人が3歳の時に母親が死亡し、4年時には父親が県外に単身赴任したことで、寂しさから登校を渋るようになる。4年時は1月下旬より3月末まで欠席し、5年時は9月より1月中旬まで通常登校ができていたが、他の月は保健室登校であった。6年時も時間は不規則な保健室登校をしていたが、9月13日より通常の登校ができるようになった。

S SWの関わりとしては、本人を養育しているのは祖父母であるが、祖母が校長を通じて相談したいと申し込みがあり、校長室で本人と祖母に面会をした。その後も2度3度と家庭訪問を行い、アレルギー性鼻炎で偏頭痛を訴える本人に、病院で検査してもらい安心させる必要があることや今後のあり方について協議もした。学校も、父親とは面談や電話をし、本人には個別学習を夏季休業中も実施するなど、担任だけでなく、全教職員の協力のもとに対応した。S SWが学校と家庭をつなぎ、家庭との連携を密にとっていったことが改善の要因と考える。

事例2 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

B小学校は、特別な教育的支援を要する児童が多く、4学年に渡って在籍している。特に6年生は、C夫とD子の2名がADHDで、突然パニックを惹起する。C夫はクールダウンする術を会得しているが、D子はノートを破ったり、髪の毛を引き抜いたりする。このような状況から、その時の対処の仕方や他の学年の気になる児童の授業中の様子も観察してほしいと学校からS SWに要請があり、サポートセンターの指導員・支援学校の教師・保健師ともども訪問した。放課後は全教職員が参加する中、パニックの対処法や日常の支援及び学習上の配慮のポイントなどを、専門的な立場から指導・助言した。S SWは、保護者と学級担任との面談にも同席し、相談にも応じた。

本人が薬を服用するようになったこと、教師も強化子の工夫等の効果的な方法を用いた支援を行うようになったこと、保護者の理解・協力が絶大であったこと、校内のサポート体制が上手く機能したことなどから、本人も落ち着いた学校生活を送るようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 教職経験者であるS SWを教育事務所に配置したことは、学校や関係機関等との関係をつくる上で有効であった。
- S SW活用のニーズが高まり、学校の様々な問題に対して、外部の専門機関につなぎ解決を図る気運が高まっている。
- 「相談・連携・支援」の3つの役割を持つS SWは、自治体や教育委員会、関係機関等との幅広いネットワークを構築でき、児童生徒を中心とした教育課題に対応することができる。

(2) 今後の課題

- S SWの資質・向上とS SW活用による実績の紹介も含め、更なるS SW活用のPR活動を行う。
- より多様化する教育課題に対応できるよう、スーパーバイザーの配置による支援が望まれる。
- ケース会議における課題解決のための的確なアセスメントやプランニングのため、社会福祉や精神疾患等に関する研修が必要である。

宮崎県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校及び非行等問題行動の解決を図るため、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、各地域の実情に応じた実践的な活動を行う。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

各教育事務所は、地域の実情に即し、スクールソーシャルワーカーを学校からの要請に応じて派遣する型と重点校に配置する型のいずれかを選択する。

（4）勤務形態

1日あたり6時間、勤務日数年間90日を基本とするが、特に必要があれば、地域の実情等に応じた勤務形態とする。

（5）職務内容

ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ

イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援

エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

オ 教職員等への研修活動等

（6）その他

平成22年度は、7名のスクールソーシャルワーカーを3教育事務所に配置した。7名中6名が社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を持っており、その中には、福祉系大学の准教授や過去に病院等でケースワーカーとして勤務していた者もいる。また、残り1名は、元公立学校教職員である。なお、人選については年度当初に公募を行い、書類及び面接等の審査を行って採用している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

各教育事務所が、所管する市町村教育委員会と連携を図り、各学校のニーズの把握に努めている。特に年度当初は、各教育事務所の担当指導主事がスクールソーシャルワーカーとともに地区内の小・中学校を訪問するなど、活動の趣旨説明や促進のための啓発活動を行っている。

（2）研修体制について

本県では、豊富な経験と知識を有する福祉系大学准教授のスクールソーシャルワーカーに講師を依頼し、研修を行うなど資質の向上を図っている。

また、年間2回の連絡協議会を実施し、本県の生徒指導の現状と課題についての説明及び事例発表（関係機関との連携がうまく機能し、問題が解決へ向かった事例）等を行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

<事例1> ①不登校 ⑧教職員との関係の問題

改善事例の概要

中学女子生徒の保護者と学級担任との関係が悪化し、それが母子共に学校への不信感につながり、生徒が不登校となった。

学級担任が電話連絡や家庭訪問をしても保護者が応じない状況だったので、スクールソーシャルワーカーは、学校ではなく、市の社会福祉課からの紹介（本世帯は保護世帯であった為）で、家庭に介入した。

スクールソーシャルワーカーは、家庭及び学校との面談を経て、保護者の精神疾患の状況の理解が問題の解決につながると判断し、福祉課の担当者、保護者の主治医、学校との連携を図り、情報を共有しながら対応した。その結果、保護者と学校との関係に改善が見られ、生徒は適応指導教室に通級することになり、学習環境を確保することができた。

<事例2> ⑥非行・不良行為 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

母子家庭の中学男子生徒に問題行動が頻繁に見られるようになった。学校から相談を受けたスクールソーシャルワーカーは、地区の民生委員に連絡し、家庭の生活状況確認を依頼、家庭が経済的困窮状況に陥っていることが分かった。

その後、スクールソーシャルワーカーのコーディネートにより、学校、民生委員、市の生活福祉課ワーカーによるケース会議を開き、協議を行った。その結果、生活保護申請が認められ、生徒は家庭環境が安定して落ち着いた学校生活を送れるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本県のスクールソーシャルワーカーによる不登校への支援件数は87件であり、そのうち45件(51.7%)が解決又は好転している。また家庭環境の問題については、38件中20件(52.6%)が解決又は好転している。なお、スクールソーシャルワーカーが派遣及び配置された学校では下記のような成果が見られた。

- ア 児童生徒の問題を発生させている根本課題への早期の気づきと早期対応が図られた。
- イ 児童生徒の状況に応じた計画的・継続的支援を行うことができた。
- ウ 児童生徒の環境改善にチームで取り組むという意識を教師がもつようになった。

(2) 今後の課題

- ア スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のための「活動方針に関する指針」の策定が急務である。
- イ スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの協働について、学校や教育事務所のマネジメントが必要である。
- ウ 調査研究校を中心とした本事業の成果を、他校や他地域へ広げていく手立てを工夫する必要がある。

鹿児島県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、福祉等関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置・活用することで、教育相談体制を整備し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の生徒指導上の課題に対応する。

(2) 配置計画上の工夫

県教育委員会は、市町村に本事業実施の希望調査を行い、実施を希望する市町村の実態を十分に考慮した上で委託契約を結んでいる。スクールソーシャルワーカーの人選や配置人数、派遣形態等については、県教育委員会が示した指針に基づいて、委託市町村と合議の上、設定するようにしている。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

ア 県内の問題行動等の実態把握、スクールソーシャルワーカー活用事業の成果や課題の把握

イ スクールソーシャルワーカーの配置のための予算確保

(4) 勤務形態

委託先の市町（13市町）で、勤務形態及び勤務条件は異なる。平均的な勤務条件は、次のとおりである。
非常勤、週3日程度、年間100日、1日6時間

(5) 職務内容

ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ

イ 福祉機関、警察等の関係機関、関係団体との連携・調整、ネットワークの構築

ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援

エ 保護者、教職員等に対する相談・支援・情報提供

オ 教職員等への研修活動 など

(6) その他

ア 委託市町のスクールソーシャルワーカーの人数（39人）

イ 主な資格等（社会福祉士8人、精神保健福祉士5人、その他社会福祉資格4人、教職経験者17人、心理

資格8人 ※重複あり）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

ア 県主催の運営協議会を年2回開催し、関係機関との連携や情報交換及び協議を行っている。また、委託市町との連絡を密にして、随時、情報交換を行っている。

イ 委託市町の教育委員会においては、各市町ごとに運営協議会を組織し、年に1～2回の会議を開催し、関係機関との連携や情報交換及び協議を行っている。

ウ 委託市町の教育委員会においては、スクールソーシャルワーカーを定期的に学校に派遣し、学校の状況把握に努めている。

(2) スーパービジョン体制、研修体制について

ア 県主催の研修会を年2回開催し、講師による講話やスクールソーシャルワーカー同士の研究協議等を行うことで、資質の向上に努めている。

イ 県では、大学教員や関係機関（児童相談所、精神保健福祉センター）代表者を運営委員に迎えて、研修会や連絡協議会での指導助言等を行っている。

ウ 委託先の各市町では、スクールソーシャルワーカーの活用について優れた実践事例をもつ県内外の市町村への先進地視察や情報交換を行い、スクールソーシャルワーカーの資質の向上に努めている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

ア 支援前の本人の状況

該当児童は、家庭保育で別居中の母親と2人きりの生活を送っていた。母親は、うつ症状があり、社会との接触も消極的で人とコミュニケーションをとることに抵抗があったため、新1年生として入学予定であった本児を入学させようとせず、本児は、入学式にも参加できず、欠席が続いた。

イ 指導の経過

- ・ 校長の要請で第1回ケース会議を開催し、教育委員会、福祉課、保健課、民生委員、スクールソーシャルワーカー等の関係者が参加し、対応策を検討した。
- ・ 校長は、スクールソーシャルワーカーと連携を図り、福祉課に働きかけて母親に医療機関を受診させた。その結果、母親は3か月の入院が必要との診断を受け、入院した。
- ・ 本児の養育について、スクールソーシャルワーカーが中心となり、父親、祖母と話し合いを重ねた結果、別居中の父親が本児を引き取るようになった。
- ・ その後、スクールソーシャルワーカーは、学級担任と十分な連携を図りながら、定期的に家庭に訪問するなど、本児及び父親、母親への支援を続けている。

ウ 現在の状況

父親が、本問題を真剣に受け止め、学級担任やスクールソーシャルワーカーと連携をとりながら本児を育てる環境を築いていったため、5月から本児は毎日登校できるようになった。なお、母親の症状も快癒し、家族3人で生活するようになり、本児も落ち着いてきた。

エ 改善に向かった要因

- ・ 問題発生後の対応が早かった。早めにケース会議が行われ、関係機関が積極的に取り組んだ。
- ・ スクールソーシャルワーカーと学級担任が、父親とじっくり語り込むことで、学校との信頼関係を築くことができた。
- ・ 学校は、本児が登校するようになってからも継続してスクールソーシャルワーカーと連携を図り、全教職員で積極的な支援を行っている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

(数字は、平成21年度→平成22年度を表す。)

ア 支援の対象となった児童生徒数が増加している。(552人→651人)

イ 支援件数、問題が解決または好転した件数が増加している。

- ・ 支援件数(703件→752件)
- ・ 問題が解決または好転した件数(337件→354件)

ウ 関係機関との連携回数が増加している。

- ・ 児童家庭福祉の関係機関との連携(673回→2890回)
- ・ 保健・医療の関係機関との連携(163回→515回)
- ・ 警察等の関係機関との連携(26回→288回)

(2) 今後の課題

ア スクールソーシャルワーカーの役割や活用の仕方、成功事例等について、委託市町以外の県下の市町村及び各学校に周知させる必要がある。また、スクールソーシャルワーカー自身の資質向上を図る必要がある。

イ 社会福祉士等の絶対数が少ないため、有資格者をスクールソーシャルワーカーとして活用することが難しい現状がある。

ウ 全額国庫負担の委託事業として開始されたものが、平成21年度に1/3の国庫補助事業に切り換えられた結果、県における予算確保が困難となっている。

沖縄県教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、不登校、児童虐待などの児童生徒の指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

県内の各教育事務所へ配置し、市町村教育委員会の要請に基づいて学校へ派遣する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

S S Wと関係機関との連携を図る。

（4）勤務形態

1ヶ月に16日以内、1日6時間勤務。

（5）職務内容

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内における組織体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動

（6）その他

- ①各教育事務所に1～3名の合計11名を配置。児童生徒数が多い地区には複数配置している。
- ②資格等
 - ・ 社会福祉士、精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者
 - ・ 教育及び福祉の両面に関し専門的な知識・技術を有する者
 - ・ 教育又は福祉の分野において活動実績等がある者

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 教育相談員等連絡会において、情報交換を行い連携の強化を図っている。
- ・ 学校、関係機関（市町村児童家庭課、青少年センター、適応指導教室）等への訪問を通して、実態を把握し、ケース会議を開催している。

（2）研修体制について

- ①社会福祉士及び精神保健福祉士の大学教員2名がそれぞれの3地区を担当し、各地区年2回を実施。
- ②年2回のスクールソーシャルワーカー連絡協議会の中で全体研修を実施。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校（経済的な問題、母親の情緒的不安定）

改善事例の概要

中学生は、前年度から適応指導教室へ通級し、SSWによる登校支援を受けていたが、なかなか屋外等へ外出することも出来ず、引きこもり気味であった。SSWは、適応指導教室や市児童家庭課及び民生委員と連携を図りながら、当該生徒への支援として家庭訪問や保護者への家庭支援を継続して行った。学校側との「ケース会議」やスーパーバイズによるアドバイス等により、不登校の原因が家庭の経済的な悩みに由来するものと考えられたことから、無職となっていた父親への就労支援を行った。

その結果、父親の就職が決定し、家庭も安定してきたことから、母親及び当該生徒も落ち着き始め、買い物や散歩をする等外出できるようになった。

やがて、当該生徒は、適応指導教室への通級の意思を示すようになり、月に数日ではあるが、通級できるようになる等の改善の兆しが見えてきた。継続して支援している状況である。

事例2 ④児童虐待（児童を児童相談所に繋ぐ）

改善事例の概要

当該児童は、家庭環境や保護者の養育力に課題があり、また、虐待や発達障害の疑いもあったことからSSWが対応した。SSWは、虐待及び児童の発達状況の実態把握のため、地域からの情報を得るためのつなぎ役として連絡調整を行った。

更に、関係機関と連携し、児童の療育手帳取得手続支援や父親の就労支援を行った。

そして、子育て支援関係課、子どもの障害福祉関係課、民生委員、児童デイサービス事業所、児童館、地域コーディネーター、親父の会等との連携を図った結果、虐待の事実が分かり、児童を児童相談所につなぐことが出来た。

保護者については、保健師等による家庭訪問を行い、家庭支援を継続中である。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 不登校児童生徒の対応として133人に支援を行い、そのうちの97人（72.9%）の問題が「解決」若しくは「好転した」という結果である。
- 関係市町村教育委員会や学校並びに多くの福祉関係機関等に対し、当該事業の理解を図ることができ今後の連携が図りやすくなった。

(2) 今後の課題

- SSWの職務に関する知識と技術の向上のための県としての支援体制の強化が必要である。
- 学校現場からのSSWの要請は今後も増加することが予想される。SSWの増員及び有資格者の確保が必要である。